

社会保障・税一体改革大綱【難病関係部分抜粋】（平成24年2月17日閣議決定）

医療・介護等

★ 難病対策

長期高額医療の高額医療費の見直しのほか、難病患者の長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を社会全体で支えるため、医療費助成について、法制化も視野に入れ、助成対象の希少・難治性疾患の範囲の拡大を含め、より公平・安定的な支援の仕組みの構築を目指す。

また、治療研究、医療体制、福祉サービス、就労支援等の総合的な施策の実施や支援の仕組みの構築を目指す。

厚生科学審議会疾病対策部会 第22回難病対策委員会（平成24年7月17日）

- ★ 医療費助成の対象疾患は拡大方針
- ★ 難病手帳（仮称）の創設を提案
- ★ 新・難病医療拠点病院や難病医療地域基幹病院（仮称）等の設置
- ★ 地域難病医療連絡協議会（仮称）を設置し、地域における難病の治療連携を推進

『地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律』

- ★ 標記法律では、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加